

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市庁舎使用料条例の一部改正  
(総務課) 8
- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 9
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正  
(教育総務課) 13
- 亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例  
(学校教育課) 15
- 亀岡市いじめ調査委員会条例  
(人権啓発課) 16
- 亀岡市消防団員退職報償金条例の一部改正  
(自治防災課) 18

### —— 告 示 ——

- 亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱 (国営事業推進課) 19
- 平成26年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率  
(保険医療課) 25
- 国民健康保険被保険者証の無効  
(保険医療課) 26
- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 26
- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 26
- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 27

- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 27
- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 27
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 28
- 国民健康保険被保険者証の無効  
(保険医療課) 28
- 公示送達 (税務課) 29
- 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正 (教育総務課) 30
- 亀岡市公の施設の指定管理者の指定  
(夢ビジョン推進課) 34
- 町の区域及び名称の変更 (総務課) 34
- 国民健康保険被保険者証の無効  
(保険医療課) 35
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 35
- 国民健康保険被保険者証の無効  
(保険医療課) 36

### —— 公 告 ——

- 亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 36
- 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市整備課) 37
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 37
- 農用地利用集積計画の縦覧  
(農林振興課) 41
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 41

<b>—— 任免及び辞令 ——</b>			
<b>監査委員欄</b>			
<b>—— 公 表 ——</b>			
○平成25年度定期監査結果に対する措置状況	43	○亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名	53
○平成25年度行政監査結果に対する措置状況	44	○亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所	53
○平成25年度定期監査結果に対する措置状況	45	○亀岡市西部土地改良区総代選挙の投票用紙の様式	54
		○亀岡市西部土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名	55
		○亀岡市西部土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名	55
<b>教育委員会欄</b>			
<b>—— 告 示 ——</b>			
○亀岡市新資料館構想策定委員会設置要綱	47	○亀岡市農業委員会委員一般選挙の期日	56
		○亀岡市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者	56
		○亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区選挙長が立候補届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所	57
○亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正	48	○亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所	58
○亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程	48	○亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者	59
		○亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所	60
		○亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者	60
		○亀岡市農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式	61
		○亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙会の開催場所及び日時	62
<b>選挙管理委員会欄</b>			
<b>—— 告 示 ——</b>			
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	51		
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	51		
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	51		
○亀岡市西部土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数	52		

## 公布された条例のあらまし

### 亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市庁舎の目的外使用料について、新たに駐車場使用料を設定することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成26年8月1日から施行することとした。

### 亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。
  - (1) 法人の市民税の法人税割の税率を100分の12.1（現行：100分の14.7）に改めることとした。
  - (2) 軽自動車税の税率を次表のとおり改定し、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車へ重課税率を導入することとした。

車種区分			標準税率(円)		重課税率(円)
			現行	改定後	
三輪			3,100	3,900	4,600
四輪 以上	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000
原付	50cc以下		1,000	2,000	重課税率制度 の導入なし
	50cc超90cc以下		1,200	2,000	
	90cc超125cc以下		1,600	2,400	
	ミニカー		2,500	3,700	
軽二輪(125cc超250cc以下)			2,400	3,600	
小型二輪(250cc超)			4,000	6,000	
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600	2,400	
	その他		4,700	5,900	

- ※ 新標準税率は、平成27年4月1日賦課の軽自動車から対象。ただし、三輪以上の軽自動車の場合は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査（新車登録）を受けるものが対象。  
三輪以上の軽自動車の重課税率は、平成28年4月1日賦課の軽自動車から対象。

(3) 固定資産税の償却資産の地域決定型地方税制措置を次表のとおり設けることとした。

対象資産	対象取得年度	参酌特例率 (導入幅)	市導入特例率
浸水防止用設備 (新設：浸水想定区域内の地下街等)	平成26年度 ～平成28年度	3分の2 (2分の1 ～6分の5)	3分の2
ノンフロン製品 (新設：自然冷媒利用の業務用冷凍・冷蔵機器等)	平成26年度 ～平成28年度	4分の3 (3分の2 ～6分の5)	4分の3
汚水又は廃液処理施設 (移行：公共の危害防止)	平成26年度 ～平成27年度	3分の1 (6分の1 ～2分の1)	3分の1
大気汚染防止法の指定物質排出抑制装置 (移行：公共の危害防止)	平成26年度 ～平成27年度	2分の1 (3分の1 ～3分の2)	2分の1
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 (移行：公共の危害防止)	平成26年度 ～平成27年度	2分の1 (3分の1 ～3分の2)	2分の1

(4) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は平成26年10月1日から、1の(2)の改正は平成27年4月1日（経年車の重課税率は平成28年4月1日）から、1の(4)の改正は平成27年1月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年1月1日及び子ども・子育て支援法の施行の日からそれぞれ施行することとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

1 国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い、低所得世帯の保護者負担の軽減を図るため、保育料を減額する限度額を改正することとした。また、多子世帯の保護者負担軽減の拡充を図るため、所得によりこれまで減額対象とならなかった第2子及び第3子以降の世帯について、所得制限を撤廃することにより新たに減額の対象とすることとした。

(1) 同一世帯に1人又は複数園児が就園している場合

区分	現 行			改 正 後		
	減額する限度額			減額する限度額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯				年額79,000円		
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯						
4 前3号以外の世帯	—	—	年額79,000円	—	年額40,000円	年額79,000円
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額			相当と認める額		

(2) 同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄、姉を有している場合

区分	現 行		改 正 後	
	減額する限度額		減額する限度額	
	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児(第3子以降)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児(第3子以降)
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯			年額79,000円	
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額35,000円	年額79,000円		年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			年額50,000円	
4 前3号以外の世帯	相当と認める額		年額40,000円	年額79,000円
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額		相当と認める額	

2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成26年4月1日から適用することとした。

#### 亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例要綱

- 1 いじめ防止対策推進法の施行及び亀岡市いじめ防止基本方針の策定に伴い、本市が設置する学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、教育委員会に附属機関として、亀岡市いじめ防止対策推進委員会を設置し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

#### 亀岡市いじめ調査委員会条例要綱

- 1 いじめ防止対策推進法の施行及び亀岡市いじめ防止基本方針の策定に伴い、市長の附属機関として、亀岡市いじめ調査委員会を設置し、必要な事項を定めることとした。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、学校が行ったいじめ事案の調査の結果について調査審議することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例要綱

- 1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支給額を次のとおり引き上げることとした。

( ) 内は現行

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
団 長	239 (189)	344 (294)	459 (409)	594 (544)	779 (729)	979 (929)
副 団 長	229 (179)	329 (279)	429 (379)	534 (484)	709 (659)	909 (859)
分 団 長	219 (169)	318 (268)	413 (363)	513 (463)	659 (609)	849 (799)
副 分 団 長	214 (164)	303 (253)	388 (338)	478 (428)	624 (574)	809 (759)
部長及び班長	204 (154)	283 (233)	358 (308)	438 (388)	564 (514)	734 (684)
団 員	200 (144)	264 (214)	334 (284)	409 (359)	519 (469)	689 (639)

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用することとした。

- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

## 条 例

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第15号

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額
-------	----	---

」

を

「

建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額
駐車場使用料	1月ごとにつき1台	5,000円

」

に改め、同表備考第7号中「使用料」の次に「並びに施設管理費用」を加える。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第16号

亀岡市税条例等の一部を改正する  
条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第32条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第33条の2中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第46条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第51条の13第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第54条の2及び第55条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第77条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの

年額 2,400円

(イ) その他のもの

年額 5,900円

第77条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項か

ら第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

- 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

- 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第16条を附則第15条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第77条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円

	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第19条第1項中「第32条及び第33条」を「第32条第1項及び第2項並びに第33条」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈のときに、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とする。

(亀岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例の一部を改正する条例(平成25年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「第6条第4項、第6条の2第4項、」を削り、「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又

は」を加える部分を除く。)」を加える。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第33条の2の改正規定及び次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例附則第4条の2、第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中亀岡市税条例第77条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中亀岡市税条例第23条、第46条、第51条の13第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中亀岡市税条例第32条第5項、附則第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中亀岡市税条例第54条の2及び第55条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税につい

て適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第32条第5項及び附則第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第33条の2の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき

平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第77条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第77条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定

		により読み替えて適用される第77条
新条例附則第16条の表 第77条第2号アの項	第77条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第7条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第17号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表1中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯			
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 前3号以外の世帯	—	—	年額79,000円

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円		
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 前3号以外の世帯	—	年額40,000円	年額79,000円

」

に、同項の表2中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯		
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額35,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4 前3号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

を

「

1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額50,000円	
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4 前3号以外の世帯	年額40,000円	
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の  
亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成26年4月  
1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例をここ  
に公布する。

平成26年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第18号

亀岡市いじめ防止対策推進委員会  
条例

(設置)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法  
(平成25年法律第71号。以下「法」とい  
う。)第14条第3項の規定に基づき、本市  
が設置する学校におけるいじめの防止等の対  
策を総合的かつ効果的に推進するため、亀岡  
市いじめ防止対策推進委員会(以下「推進委  
員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を行  
う。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、亀岡市いじめ  
防止基本方針に基づくいじめの防止等のた  
めの調査研究等、有効な対策を検討するた

め専門的見地から審議を行うこと。

- (2) 本市が設置する学校において発生したい  
じめに関する通報や相談を受け、当事者間  
の関係の調整などにより問題の解決を図る  
こと。
- (3) 本市が設置する学校からいじめ事案につ  
いての報告を受け、法第24条に基づき調  
査を行うこと。
- (4) 法第28条第1項に規定する重大事態に  
係る調査を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会  
が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員10人以内をもつ  
て組織する。

2 推進委員会は、法律、医療、心理、福祉又  
は教育に関する専門的な知識経験その他のい  
じめ防止に関する調査審議を行うために必要  
な知識経験を有する者のうちから、教育長が  
委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、  
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす  
る。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置  
き、委員の互選により選任する。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期  
による。

3 委員長は、推進委員会を総理し、推進委員  
会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事  
故があるとき、又は委員長が欠けたときは、  
その職務を代理する。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし  
てはならない。その職を退いた後も同様とす

る。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 推進委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市いじめ調査委員会条例をここに公布する。

平成26年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第19号

亀岡市いじめ調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、亀岡市いじめ調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他のいじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(秘密を守る義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、生涯学習部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第20号

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和39年亀岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円	円	円
189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

」

を

「

円	円	円	円	円	円
239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の亀岡市消防団員退職報償金条例  
(以下「新条例」という。)別表の規定は、  
平成26年4月1日以後に退職した非常勤消  
防団員(次項において「新条例の適用を受け  
る非常勤消防団員」という。)について適用  
し、同日前に退職した非常勤消防団員につい  
ては、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の  
日の前日までの間において、新条例の適用を  
受ける非常勤消防団員について支給された改  
正前の亀岡市消防団員退職報償金条例の規定  
に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職  
報償金の内払とみなす。

「揭示済」

## 告示

亀岡市告示第144号

亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱を  
次のように定める。

平成26年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市小規模災害復旧事業補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農林業の維持及びその経営の  
安定を図るため、農林業者等が組織する団体  
が行う小規模災害復旧事業(以下「事業」と  
いう。)に要する経費について、亀岡市補助  
金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5  
号)及びこの要綱の定めるところにより予算  
の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、農林水産業  
施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関  
する法律(昭和25年法律第169号。以下  
「暫定法」という。)第2条第5項に規定す  
る災害によって必要を生じた事業で、災害に  
かかった農地、農業用施設、林道及び作業道  
を原形に復旧することを目的とする事業のう  
ち、1箇所の事業費が13万円以上(直営施  
工にあつては5万円以上)40万円未満のも  
のとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 暫定法第5条第1号から第7号までに該  
当するもの
- (2) 暫定法の適用が受けられる事業であるに  
もかかわらず、申請がなかったもの又は辞

退したもの

(3) 本事業以外の補助事業の適用を受けて実施するもの

(補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業の種類、補助対象事業者及び補助対象経費並びにこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査して、その適否を亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該事業において、変更を要する事項が生じた場合は、亀岡市小規模災害復旧事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式。以下「変更交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、亀岡市小規模災害復旧事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに亀岡市小規模災害復旧事業実績報告書（別記第5号様式）に関係書類

を添えて市長に提出しなければならない。

(確定及び交付)

第8条 市長は、前条に規定する補助事業実績報告を受けたときは、必要な審査を行い、適当と認められたときは、補助金額を確定し補助対象者に亀岡市小規模災害復旧事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により通知してこれを交付する。

(交付の中止等)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が予算額に比し減少したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

## 別表（第3条関係）

補助対象 事業の種類	事業主体 (補助対象事業者)	補助対象経費	補助率
農地復旧事業	区、農家組合、水利組合、土地改良区等	農地（暫定法第2条第1項に規定する農地をいう。）の復旧に要する経費で、請負施工にあっては工事請負費、直営施工にあっては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内  ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害（以下「激甚災害」という。）に指定された場合は、10分の9以内
農業用施設復旧事業	区、農家組合、水利組合、土地改良区等	農業用施設（暫定法第2条第1項に規定する農業用施設で、受益者が2名以上のものをいう。）の復旧に要する経費で、請負施工にあっては工事請負費、直営施工にあっては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内  ただし、激甚災害に指定された場合は、10分の9以内
林道復旧事業	区、林道保全会、財産区、森林組合等	亀岡市林道台帳に登載された林道の復旧に要する経費で、請負施工にあっては工事請負費、直営施工にあっては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内  ただし、激甚災害に指定された場合は、10分の9以内
作業道復旧事業	区、作業道保全会、財産区、森林組合等	亀岡市作業道台帳に登載された作業道の復旧に要する経費で、請負施工にあっては工事請負費、直営施工にあっては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内  ただし、激甚災害に指定された場合は、10分の9以内

別記第1号様式(第4条関係)

(宛先) 亀岡市長

申請者

住所又は所在地

組織名称

代表者氏名

(連絡先 TEL

⑥ )

年月日

亀岡市指令 第 号

第2号様式(第5条関係)

組織名称  
代表者氏名  
様

亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付決定(却下)通知書

年月日付で申請のありました亀岡市小規模災害復旧事業補助金の交付については、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年月日

亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付申請書

年度において、亀岡市小規模災害復旧事業を実施しますので、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

亀岡市長 国

記

1 決定

記

補助金交付額 金 円

2 却下

理由

2 事業箇所及び所在地

3 補助金交付申請額

4 関係資料

(1) 事業計画概要書

(2) 事業収支予算書

(3) 事業同意書

(4) 設計に必要な書類(見積書・図面・現況写真・復旧計画寸法写真)

(告示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式 (第6条関係)

(宛先) 亀岡市長

申請者

住所又は所在地

組織名称

代表者氏名

(連絡先 TEL

④ )

年月日

第4号様式 (第6条関係)

亀岡市指令 第 号

組織名称  
代表者氏名

様

亀岡市小規模災害復旧事業補助金変更交付決定 (却下) 通知書

年月日付で変更交付申請のありました亀岡市小規模災害復旧事業補助金の交付については、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年月日

亀岡市小規模災害復旧事業補助金変更交付申請書

年月日付で申請した亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付申請書について下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて申請します。

亀岡市長 岡

記

記

1 変更理由

2 変更内容

変更補助金交付額 金 円

1 決定  
2 却下

理由

3 関係資料

- (1) 変更事業計画概要書
- (2) 変更事業収支予算書
- (3) 変更事業同意書
- (4) 変更設計に必要な書類 (見積書・図面・現況写真・復旧計画寸法写真)

(告示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日 (上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として (訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者

住所又は所在地

組 織 名 称

代 表 者 氏 名

(連絡先 TEL )

Ⓔ

様

亀岡市長

印

第6号様式 (第8条関係)

第 年 月 日 号

亀岡市小規模災害復旧事業実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた事業を実施しましたので、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて報告します。

亀岡市小規模災害復旧事業補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号に係る亀岡市小規模災害復旧事業補助金については、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

記

1 事業成果

- (1) 事業成績書
- (2) 請負調書
- (3) 契約書 (又は請書等) の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 収支精算書
- (6) 出来高精算書 (出来高図面)
- (7) 完成写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

補助金確定額

円

補助金交付指令額

円

2 事業の着手及び完了年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

「揭示済」

亀岡市告示第145号

平成26年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

平成26年6月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.10
被保険者均等割	25,000円
世帯別平等割	21,000円
世帯別平等割半額	10,500円
世帯別平等割4分の3額	15,750円

軽減額

7割 被保険者均等割	17,500円
世帯別平等割	14,700円
世帯別平等割半額	7,350円
世帯別平等割4分の3額	11,025円
5割 被保険者均等割	12,500円
世帯別平等割	10,500円
世帯別平等割半額	5,250円
世帯別平等割4分の3額	7,875円
2割 被保険者均等割	5,000円
世帯別平等割	4,200円
世帯別平等割半額	2,100円
世帯別平等割4分の3額	3,150円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の1.90
被保険者均等割	6,500円
世帯別平等割	5,500円
世帯別平等割半額	2,750円
世帯別平等割4分の3額	4,125円

軽減額

7割 被保険者均等割	4,550円
世帯別平等割	3,850円
世帯別平等割半額	1,925円
世帯別平等割4分の3額	2,888円
5割 被保険者均等割	3,250円
世帯別平等割	2,750円
世帯別平等割半額	1,375円
世帯別平等割4分の3額	2,063円
2割 被保険者均等割	1,300円
世帯別平等割	1,100円
世帯別平等割半額	550円
世帯別平等割4分の3額	825円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.40
被保険者均等割	8,500円
世帯別平等割	5,000円

軽減額

7割 被保険者均等割	5,950円
世帯別平等割	3,500円
5割 被保険者均等割	4,250円
世帯別平等割	2,500円
2割 被保険者均等割	1,700円
世帯別平等割	1,000円

「揭示済」

亀岡市告示第146号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年6月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1909-14004

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成26年6月2日

「揭示済」

亀岡市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年6月5日

亀岡市長 栗山正隆

「東堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 山田 廣道
- 2 変更年月日  
    平成26年4月1日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年6月5日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町西山区自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 庵原 守
- 2 変更年月日  
    平成26年5月17日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年6月5日

亀岡市長 栗山正隆

「馬路町北区」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成26年4月27日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 川勝 貞藏
- (2) 変更年月日  
平成26年4月27日
- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年6月5日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中川 憲二

2 変更年月日

平成26年5月17日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年6月5日

亀岡市長 栗山正隆

「西別院町下ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 松田 輝彦

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第152号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年6月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成26年6月5日（木）  
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 10台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第153号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年6月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0506-72001

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年6月10日

「揭示済」

## 亀岡市告示第154号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
2	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
3	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
4	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
5	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
6	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
7	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
8	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
9	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
10	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
11	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第155号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1項の表1中

「

年額229,200円	年額268,000円	年額308,000円
年額199,200円	年額253,000円	年額308,000円
年額115,200円	年額211,000円	年額308,000円
年額62,200円	年額185,000円	年額308,000円
—	—	年額308,000円

」

を

「

年額308,000円		
年額199,200円	年額253,000円	年額308,000円
年額115,200円	年額211,000円	年額308,000円
年額62,200円	年額185,000円	年額308,000円
—	年額154,000円	年額308,000円

」

に、同項の表2中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額249,000円	年額308,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額226,000円	年額308,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			

」

を

「

1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額308,000円	年額308,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額253,000円	年額308,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			
6 前5号以外の世帯			

」

に改める。

別表第2中

「

第2子 (従来条件／新条件)
—
—
—
211,000円／163,000円
—
211,000円／163,000円
211,000円／163,000円
—
211,000円／163,000円
211,000円／163,000円
211,000円／163,000円
—
211,000円／163,000円
211,000円／163,000円
211,000円／163,000円
211,000円／163,000円

を

「

第2子 (従来条件・新条件と もに同じ)
—
—
—
211,000円
—
211,000円
211,000円
—
211,000円
211,000円
211,000円
—
211,000円
211,000円
211,000円
211,000円

に、

」

」

「

第2子 (従来条件／新条件)
—
—
—
185,000円／114,000円
—
185,000円／114,000円
185,000円／114,000円
—
185,000円／114,000円
185,000円／114,000円
185,000円／114,000円
—
185,000円／114,000円
185,000円／114,000円
185,000円／114,000円
185,000円／114,000円

を

「

第2子 (従来条件・新条件と もに同じ)
—
—
—
185,000円
—
185,000円
185,000円
—
185,000円
185,000円
185,000円
—
185,000円
185,000円
185,000円
185,000円

に改める。

」

」

別記第1号様式中

「 (幼稚園名： ) 」

を

「 (幼稚園名： )  
(幼稚園所在地： ) 」

に改める。

別記第2号様式中

「

前記区分以外の世帯	第3子以降									
-----------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

前記区分以外の世帯	第2子									
	第3子以降									

」

に改める。

別記第4号様式中

「 (幼稚園名： ) 」

を

「 (幼稚園名： )  
(幼稚園所在地： ) 」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第156号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
南つつじヶ丘コミュニティーセンター	南つつじヶ丘自治会 亀岡市南つつじヶ丘大薬台2丁目43番1号	平成26年7月1日から 平成30年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域及び名称を変更する。

平成26年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
篠町浄法寺松岡	15	
〃	16	
〃	25の2	
篠町浄法寺中村	9	
〃	10の1	

上記の土地を西つつじヶ丘五月台一丁目に変更する。

備考 地番は、平成26年4月24日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第158号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年6月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2313-15036

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年6月25日

「揭示済」

亀岡市告示第159号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域  
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域  
J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成26年6月26日（木）  
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 12台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第160号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年6月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-31058

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年6月27日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第24号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の設立を認可した。

平成26年6月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 組合の名称

亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成26年6月6日から  
平成32年3月31日まで

3 施行地区の区域

亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、  
一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中  
島並びに古世町向嶋の各一部

4 事務所の所在地

亀岡市保津町構ノ内53

5 設立認可の年月日

平成26年6月6日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

この組合の事務所又は亀岡市役所の揭示  
所に揭示して行う

「揭示済」

亀岡市公告第25号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年6月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 事業の名称  
南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業
- 2 施行地区の区域  
亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 2 縦覧に供する図書  
施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 4 縦覧期間  
土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第26号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年6月10日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第1号

市道池尻宇津根線道路改良工事（その6）

(2) 工事場所 亀岡市河原林町河原尻地内

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=320.0m  
W=10.75m

土工 1.0式

排水工

側溝工 L=555.0m

街渠工 L=39.0m

縁石工 L=324.5m

舗装工

車道舗装工 A=2901.0㎡

歩道舗装工 A=994.0㎡

附属施設工

車止め工 N=6.0箇所

警戒標識柱 N=3.0箇所

道路照明工 N=2.0箇所

区画線工

区画線 1.0式

(5) 予定価格（税込） 44,786,520円

【入札書比較価格（税抜）41,469,000円】

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年12月31日まで

- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払  
請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 有

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場

代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年6月10日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年6月10日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年6月12日（木） 午前9時から午後5時まで 平成26年6月13日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年6月17日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年6月11日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年6月18日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年6月20日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年6月25日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年6月26日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり

開札日時	平成26年6月27日（金） 午前11時00分	電子入札システムによる
------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成26年6月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成26年6月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第28号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成26年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成26年6月23日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通)

吉 田 誠  
松 田 宏 二  
中 尾 朋 由  
江 田 淳  
野 口 和 也  
明 田 昭  
吉 田 千 尋  
齊 藤 一 義  
牧 野 吉 明  
松 井 やす子

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は平成28年5月31日までとします

平成26年6月1日

## 監査委員欄

# 公表

亀岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年6月6日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 西村克己

### 平成25年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>生涯学習部</p> <p>イ 人権啓発課</p> <p>(ア) 市有地占用料において、年度途中で提出された当該行政財産の使用許可申請にかかる納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) コピー実費収入において、一部の納入通知書に納期限の記載がなかった。</p> <p>地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。また、財務規則において、収入金の種別ごとに納期限を定めている。</p> <p>納入通知書に納期限を記載し、適正な事務</p>	<p>年度途中の行政財産使用許可申請にかかる納入通知書について、納入通知書発行日から14日以内を納期限とした。今後、財務規則の規定に基づき、適正な事務を行うよう徹底することとした。</p> <p>今後、財務規則の規定に基づき、納期限を記載するよう徹底した。</p>

処理をされたい。	
----------	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年6月6日

亀岡市監査委員 関本孝一  
 亀岡市監査委員 西村克己

平成25年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
生涯学習部 (2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。 [市営住宅] 使用許可申請書に使用料減免の認定の項目も含まれているが、決裁がないものがあった。 使用料減免の認定項目を含む使用許可申請書の決裁は適正にされたい。	今後、財務規則の規定に基づき、使用許可申請書の決裁を確実にを行うよう徹底した。

「揭示済」

## 亀岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年6月6日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 西村克己

## 平成25年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部</p> <p>ウ 市民課</p> <p>住民登録関係証明手数料及び印鑑登録・証明手数料において、一部調定誤りがあった。</p> <p>地方自治法施行令には、調定は所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>エ 保険医療課</p> <p>(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度の老人保健事業過年度医療費過誤納付金の収入未済分が調定されていなかった。</p> <p>財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 過年度収入の調定事務において、前年度の医療給付費分滞納繰越分の収入未済分の調定に誤りがあった。</p> <p>財務規則には、繰り越した収入金で翌年度</p>	<p>指摘のあった住民登録関係証明手数料及び印鑑登録・証明手数料の調定誤りについては、証明発行件数を改めて調査し、調定の更正を行った。</p> <p>今後、正副担当者による現金、レジ記録集計、交付申請の照合・確認を再度徹底することとした。</p> <p>前年度の老人保健事業過年度医療費過誤納付金について、調定が未処理であったため、調定伝票処理を行った。</p> <p>今後、財務規則に基づき、適正な事務を行うよう徹底することとした。</p> <p>前年度の医療給付費分滞納繰越分の収入未済分について、調定誤りがあったため、調定更正を行った。</p> <p>今後、財務規則に基づき、適正な事務を</p>

の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 過年度収入の調定事務において、前年度の退職被保険者等返納金の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

行うよう徹底することとした。

前年度の退職被保険者等返納金について、調定が未処理であったため、調定伝票処理を行った。

今後、財務規則に基づき、適正な事務を行うよう徹底することとした。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市新資料館構想策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年6月24日

亀岡市教育委員会  
委員長 中桐安子

亀岡市新資料館構想策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 第4次亀岡市総合計画に掲げる新資料館構想の策定にあたり、地域にとって望ましい新資料館の実現に向けて、幅広く意見を集約し検討するため、亀岡市新資料館構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議及び調整を行うものとする。

- (1) 新資料館構想の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体の代表者その他住民のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育部文化資料館において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から実施する。
- 2 第3条の規定による委員の委嘱後最初に開かれる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

「揭示済」

# 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月1日

亀岡市教育委員会  
教育長 竹岡 敏

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

第9条の2 職員が地方公務員法に基づき高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、教育長が定めるところによるものとする。

第9条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業）

第9条の4 職員が地方公務員法に基づき配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、教育長が定めるところによるものとする。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程を次のように定める。

平成26年6月24日

亀岡市教育委員会  
教育長 竹岡 敏

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及びこれらに基づく関係省令に定めるもののほか、亀岡市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する府費負担教職員の学校における安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育長 亀岡市教育委員会教育長をいう。
- (2) 職員 学校に勤務する府費負担教職員

(非常勤の者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。))をいう。

(教育長の責務)

第3条 教育長は、この訓令に定める事項を適切に実施するとともに、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、教育長、校長及び衛生推進者が法令及びこの訓令に基づいて実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進のための措置に協力しなければならない。

(校長の職務)

第5条 校長は、衛生推進者を指揮するとともに、職員の安全及び衛生に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の作業環境の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 職員の公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全、衛生及び健康管理について必要な業務に関すること。

(衛生推進者)

第6条 学校に法第12条の2に規定する衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和63年労働省告示第80号)に規定する必要な能力を有すると認められる学校の職員のうちから、校長が任命する。

3 衛生推進者は、職員の衛生に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (2) 作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 衛生のための教育の実施に関すること。
- (5) 衛生に関する情報の収集及び記録並びに資料の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、衛生に係る技術的事項に関すること。

(安全衛生委員会の設置)

第7条 学校における職員の安全及び衛生に関し、次の各号に掲げる事項を調査審議させ、教育長に意見を述べさせるため、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 職員の作業環境の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、危険防止、健康障害の防止、健康の保持増進及び職場環境に関する重要事項に関すること。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医師
- (2) 衛生推進者
- (3) 校長
- (4) 安全又は衛生に関し経験を有する職員
- (5) 教育委員会事務局の職員

2 前項の委員は、教育長が選任する。ただし、

同項第1号の委員は法第13条第1項に規定する産業医の要件を備えた者のうちから、同項第4号の委員は地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体の推薦に基づき選任する。

- 3 第1項第1号及び第2号の委員は各1人、第1項第3号から第5号までの委員は各2人とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長)

第10条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会事務局の教育部長をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第11条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委員会の運営)

第13条 第7条から前条までの規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

(採用時等の教育)

第14条 校長は、職員が採用、配置換え等により新たな職務に従事する場合において、健康保持及び安全確保のために必要があると認められるときは、安全又は衛生に関する教育を実施しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、校長は、随時、職員に対し安全又は衛生のための教育を実施しなければならない。

(衛生推進者の教育)

第15条 教育長は、衛生推進者に対し当該者が従事する業務に関する能力の向上を図るために必要な教育を実施するものとする。

(職場環境)

第16条 校長は、勤務場所及び作業方法に応じ、換気、照明、温度、湿度、騒音等について必要な措置を講じ、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(秘密の保持)

第17条 職員の健康保持増進のための事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の心身の状態に関する秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第18条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び健康の確保について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月25日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1,483人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

24,707人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

12,354人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第30号

亀岡市西部土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成26年6月11日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

- 1 選挙の期日 平成26年6月18日
- 2 投票の時間 午前9時から正午まで
- 3 選挙すべき総代の数 39人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市本梅町井手地区	3人
第2選挙区	〃 〃 平松地区	5人
第3選挙区	〃 〃 中野地区	6人
第4選挙区	〃 宮前町猪倉地区	6人
第5選挙区	〃 宮前町宮川地区及び 〃 東本梅町中野地区川嶋	10人
第6選挙区	〃 宮前町神前地区	9人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

平成26年6月18日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年6月11日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	早田 秀生
第2選挙区	省略	数井 邦雄
第3選挙区	省略	酒井 愛夫
第4選挙区	省略	田中 義孝
第5選挙区	省略	柴田 秀孝
第6選挙区	省略	森 隆雄

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	森 功
第2選挙区	省略	由良 隆夫
第3選挙区	省略	大西 昭人
第4選挙区	省略	並河 清三
第5選挙区	省略	岡本 勝和
第6選挙区	省略	堀内 良雄

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	森 功
	省略	垣木 良二
第2選挙区	省略	由良 隆夫
	省略	兒嶋 正晴
第3選挙区	省略	大西 昭人
	省略	大西 武司

第4選挙区	省略	並河 清三
	省略	太田 裕
第5選挙区	省略	岡本 勝和
	省略	八木 利隆
第6選挙区	省略	堀内 良雄
	省略	人見 敬久

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

平成26年6月18日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成26年6月11日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙長の事務を行う場所

亀岡市宮前町宮川口小谷10番地  
京都農業協同組合亀岡西部支店

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成26年6月18日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成26年6月11日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市西部土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市西部土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	西 部 土 地	亀 岡 市
-----------------------	------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

平成26年6月18日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年6月18日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	榎重男
	省略	竹原享
	省略	森康良
第2選挙区	省略	数井正一
	省略	西村信義
	省略	数井保博
	省略	数井智之
	省略	西村誠
第3選挙区	省略	大西利和
	省略	栗林繁治
	省略	酒井稔
	省略	中村均
	省略	中村正弘
	省略	栗林昭好
第4選挙区	省略	並河利彦
	省略	藤村正和
	省略	太田貴久男
	省略	田中幸雄
	省略	宮本和行
	省略	中村克彦
第5選挙区	省略	柴田好浩
	省略	柿谷正幸
	省略	西田貴弘
	省略	井内功
	省略	岡本裕隆
	省略	山口忠弘

第5選挙区	省略	西田貴久
	省略	森靖夫
	省略	西田茂弘
	省略	西田章夫
第6選挙区	省略	森一己
	省略	森茂
	省略	森正
	省略	森茂行
	省略	森恒雄
	省略	森康平
	省略	森幸雄
	省略	森孝夫
	省略	人見輝雅

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

平成26年6月18日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成26年6月18日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	榎重男
	省略	竹原享
	省略	森康良
第2選挙区	省略	数井正一
	省略	西村信義
	省略	数井保博
	省略	数井智之
	省略	西村誠
	省略	西村誠

第3選挙区	省略	大西利和
	省略	栗林繁治
	省略	酒井稔
	省略	中村均
	省略	中村正弘
	省略	栗林昭好
第4選挙区	省略	並河利彦
	省略	藤村正和
	省略	太田貴久男
	省略	田中幸雄
	省略	宮本和行
	省略	中村克彦
第5選挙区	省略	柴田好浩
	省略	柿谷正幸
	省略	西田貴弘
	省略	井内功
	省略	岡本裕隆
	省略	山口忠弘
	省略	西田貴久
	省略	森靖夫
	省略	西田茂弘
第6選挙区	省略	西田章夫
	省略	森一己
	省略	森茂
	省略	森正
	省略	森茂行
	省略	森恒雄
	省略	森康平
	省略	森幸雄
	省略	森孝夫
	省略	人見輝雅

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

亀岡市農業委員会委員一般選挙の期日を次のように定める。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙の期日 平成26年7月6日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

○選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	鈴木浩
第2選挙区	省略	西田貴弘
第3選挙区	省略	松本久
第4選挙区	省略	岸裕一郎

○選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	堀井正人
第2選挙区	省略	増田浩

第3選挙区	省略	栗林三善
第4選挙区	省略	平井透

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区選挙長が立候補届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 各選挙区選挙長が立候補届出の受付等の事務を取り扱う場所  
亀岡市安町野々神8番地、  
亀岡市役所602会議室
- 2 亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所  
亀岡市安町野々神8番地、  
亀岡市選挙管理委員会事務局

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第39号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

選挙区	投票区番号	投票所施設名	所在地
第1選挙区	第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
	第2投票区	亀岡市役所	亀岡市安町野々神8番地
	第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
	第4投票区	徳円寺	亀岡市東別院町栢原九折34番地の1
	第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地の3
	第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
	第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
	第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第2選挙区	第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条中荒水代4-1
	第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
	第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
	第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
	第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
	第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
	第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷の下103番地
	第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
	第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
	第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内20番地の2
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内谷口30番地	
第3選挙区	第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
	第10投票区	亀岡市稗田野生涯学習センター	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1
	第11投票区	奥条公民館	亀岡市稗田野町奥条大仲17番地
	第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
	第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
	第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
	第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第4選挙区	第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
	第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻20番地
	第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
	第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
	第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷84番地
	第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
	第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
	第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
	第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地の1
	第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
	第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成26年7月6日執行 亀岡市農業委員会委員一般選挙投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	選挙区	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
			氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	1	梅田 啓史	省略	梅田 啓三	省略
	1	2	上田 義照	省略	田村彌治郎	省略
東別院	1	3	福田 正弘	省略	服部たき子	省略
	1	4	加賀山 稔	省略	江見 邦博	省略
西別院	1	5	中嶋公三郎	省略	長澤 和夫	省略
	1	6	北條 孝造	省略	鈴木 靖	省略
曾我部	2	7	松岡幸治郎	省略	赤澤 仁	省略
	2	8	山内 幸治	省略	福岡 義宣	省略
吉川	3	9	上島 滋之	省略	美馬 祥伸	省略
稗田野	3	10	大西 欣也	省略	竹岡 章夫	省略
	3	11	栗山 多恭	省略	齊藤 雅一	省略
本梅	2	12	早田 秀生	省略	小畑 太郎	省略
	2	13	加舎 貞夫	省略	柳原 和明	省略
畑野	2	14	齋藤喜平治	省略	吉川 幸男	省略
	2	15	辻村 修二	省略	道場 博	省略
宮前	2	16	井内 利博	省略	西田 正史	省略
	2	17	人見 敬久	省略	森 隆治	省略
	2	18	太田 裕	省略	井内 幸男	省略
大井	3	19	田中 泰弘	省略	三宅 紀幸	省略
	3	20	牧野 洋一	省略	渡邊 武	省略
千代川	3	21	八木 良憲	省略	谷田 幸泰	省略
	3	22	俣野 清治	省略	山内 茂雄	省略
馬路	4	23	川勝 貞藏	省略	松村 淳一	省略
	4	24	名倉 照彦	省略	名倉 達雄	省略
	4	25	堤 元博	省略	堤 敏次	省略
旭	4	26	平井 厚生	省略	川勝 金次	省略
	4	27	人見 洋一	省略	藤原 重治	省略
千歳	4	28	小泉 正男	省略	主原 柰男	省略
	4	29	廣瀬 照雄	省略	松田 弘和	省略
	4	30	杉崎 六男	省略	矢田 茂	省略
河原林	4	31	中川 利治	省略	井上 正治	省略
	4	32	桂 隆則	省略	関 豊	省略
保津	4	33	田中 秀門	省略	塚田万壽男	省略
東本梅	2	35	高向 豊	省略	法貴 雅男	省略
	2	36	中西 顕	省略	中西 一夫	省略
篠	1	37	栗山 健	省略	畑 清司	省略
篠・東つじ	1	38	安川 一之	省略	山口 逸男	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所601会議室

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成26年7月6日執行 亀岡市農業委員会委員一般選挙  
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成26年6月30日	野崎千恵子	省略	岩崎 多良	省略
平成26年7月1日	野崎千恵子	省略	岩崎 多良	省略
平成26年7月2日	野崎千恵子	省略	岩崎 多良	省略
平成26年7月3日	野崎千恵子	省略	岩崎 多良	省略
平成26年7月4日	野崎千恵子	省略	岩崎 多良	省略
平成26年7月5日	野崎千恵子	省略	岩崎 多良	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市農業委員会委員一般選挙投票用紙

(表)

亀岡市農業委員会委員一般選挙

亀岡市選挙管理委員会之印

(裏)

候補者氏名

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

(表)

亀岡市農業委員会委員一般選挙

点  
字  
投  
票

員 挙 亀  
会 管 岡  
之 理 市  
印 委 選

(裏)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙会の開催場所及び日時は、次のとおりである。

平成26年6月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

選挙区	日時	場所
第1選挙区	7月8日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
第2選挙区	7月8日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
第3選挙区	7月8日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
第4選挙区	7月8日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所

「揭示済」